



島根県報

平成21年12月8日（火）

第2,144号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	3
介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	3
保安林の指定の解除	(森 林 整 備 課)	3
保安林予定森林（2件）	(")	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示（2件）	(")	4

【訓 令】

島根県職員服務規程の一部改正	(人 事 課)	5
浜田ダム操作規則の一部改正	(河 川 課)	5

告 示

島根県告示第816号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年12月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
木島医院	大田市久手町刺鹿2732	平成21年10月31日
浜田市国民健康保険波佐診療所小国出張所	浜田市金城町小国イ160番地 1	平成21年11月25日
D・C・B薬局 古志原店	松江市古志原6丁目10-13	平成21年11月26日

島根県告示第817号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年12月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
ウェーブいわみ調剤薬局	浜田市黒川町187-3	平成21年10月30日
浜田市国民健康保険波佐診療所小国出張所	浜田市金城町小国イ165-1	平成21年11月 1 日
木島医院	大田市久手町刺鹿2732	平成21年10月31日
山根歯科医院	浜田市三隅町三隅1341	平成21年 8 月17日

島根県告示第818号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年12月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
有限会社 ホーム ケア島根	出雲市塩冶神前1 -7-7	介護予防福祉 用具貸与	有限会社 ホーム ケア島根	出雲市塩冶神前1 -7-7	平成21年 9 月 1 日
特定非営利活動法 人 しあわせサー ビス	松江市美保関町北 浦422-1	通所介護	デイハウス きた うら	松江市美保関町北 浦300	平成21年11月19日
特定非営利活動法 人 しあわせサー ビス	松江市美保関町北 浦422-1	介護予防通所 介護	デイハウス きた うら	松江市美保関町北 浦300	平成21年11月19日

島根県告示第819号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年12月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
山根 康雄	浜田市三隅町三隅 1341	居宅療養管理指導	山根歯科医院	浜田市三隅町三隅 1341	平成21年8月17日
山根 康雄	浜田市三隅町三隅 1341	介護予防居宅療養管理指導	山根歯科医院	浜田市三隅町三隅 1341	平成21年8月17日

島根県告示第820号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

平成21年12月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人 あすか	介護予防通所介護	あすかデイサービスセンター	益田市中島町イ1454番地1	平成21年12月1日

島根県告示第821号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年12月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
浜田市弥栄町小坂964-7
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定期限の消滅

島根県告示第822号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年12月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
雲南市大東町塩田字家上156、字杣谷尻157、158
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第823号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年12月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
雲南市大東町塩田字田中上507続1、字井手ノ谷尻508から510まで、字上井手ノ谷尻1155
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大東町塩田字井手ノ谷尻508
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第824号

平成21年島根県告示第640号で保安林の指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を関係市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成21年12月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不 分 明 で あ る 通 知 の 相 手 方	
	保安林の権利者	住 所
浜田市三隅町室谷1320-1、1320-2	谷田 義信	浜田市三隅町室谷772
浜田市三隅町室谷1320-3	中川 鶴雄	浜田市三隅町室谷857
浜田市三隅町河内35-2	尾実 時可	江津市有福温泉町本明1191

島根県告示第825号

平成21年島根県告示第640号で保安林の指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成21年12月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不 分 明 で あ る 通 知 の 相 手 方	
	保安林の権利者	住 所
大田市三瓶町野城字薬師面イ738-1からイ738-4まで、イ739、宇川原上エ薬師面イ740、宇川原地イ741-1、イ741-2、イ742-1からイ742-5まで	和田 秀夫	大田市大田町大田イ782甲
大田市三瓶町野城字基石ヶ原イ803	安井 正行	大田市大田町大田イ1028

訓 令

島根県訓令第13号

本 庁
地方機関

島根県職員服務規程（昭和46年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成21年12月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

様式第2号表面中 「

本年請求できる	
年次有給休暇	日

」 を 「

本年請求できる	
年次有給休暇	日時分

」 に改める。

附 則

この訓令は、平成22年1月1日から施行する。

島根県訓令第14号

土 木 部
浜田県土整備事務所

浜田ダム操作規則（昭和45年島根県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

平成21年12月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第12条第1項第2号中「浜田ダム操作細則（平成18年3月31日訓河第1509号の4。以下「細則」という。）」を「知事が別」に改める。

第13条第1号、第17条、第18条、第20条第1項第3号及び第21条中「細則で」を「知事が別に」に改める。

第24条第2項中「西部事務所」を「東部事務所」に改める。

第25条から第27条までの規定及び第29条中「細則で」を「知事が別に」に改める。

第30条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「細則で」を「知事が別に」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年12月8日から施行する。